

1 番（森本真治議員） 皆様、おはようございます。市民・民主フォーラムの森本真治でございます。私は、この4月の選挙で、市議会初の民主党公認として当選させていただきました。

これより、会派を代表いたしまして、初めての一般質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

戦後、日本の反映を築き上げた日本人の代表として、私が尊敬する松下幸之助翁は、20年以上も前に国債の危険性に警鐘を鳴らし、借金が日本を滅ぼすとまで訴えていました。現在、国と地方を合わせた公債発行の累計額が700兆円にも上り、返済のめどが全く立っておらず、不幸にしてその予言が当たりつつあります。

一方、政治や経済など目に見える問題のほかに、目に見えにくい精神的な荒廃が進みつつあり、問題の根深さ、解決の困難さからいって、さらなる問題と言わざるを得ません。今、日本全体を立て直さなければ、21世紀はどうなってしまうのでしょうか。

こうした危機感を背景として、小泉内閣におきましては、明治維新以来の大改革に着手し、現在、我が国のあり方について、深く踏み込んだ再検討が行われております。そして、この改革の重要なポイントの一つが地方分権の推進であります。市町村合併の推進を初め国の補助金削減、地方交付税の見直し、地方への税源移譲という三位一体の改革が議論されているところであります。まさに21世紀は地方の時代です。しかしながら、すべての改革は、それぞれの地方が立ち上がらなければ絵にかいたもちに終わってしまいます。

地方自治体が財政的に自立し、創意工夫を凝らして、1円でも安い税金でよりよいサービスを提供する、そういう行政を進めていけるかどうか、来世紀、日本がさらに平和で繁栄した、そして、幸福な社会になれるかどうかの重要なかぎになることでしょう。

私は本市で生まれ育ちました。一番暮らしに身近な基礎自治体から改革ののろしを上げていきたい。改革運動の潮をふるさとから巻き起こしていきたい。そうした志を持ちまして、本市議会議員に立候補したものであります。そうした私の思いに、5,118名もの方が信託くださり、数々の激論が闘わされる本議会の壇上に上げられることを無上の喜びといたします。

それでは質問に入らせていただきます。市長及び関係理事者の皆様の前向きな答弁をお願いいたします。

初めに、行財政改革について、行政評価に関する質問を4点行います。

第1点目ですが、市長は、4月14日の記者会見において、市長と各幹部職員、局長レベルとの間で、重点施策についての協約、合意について、定期的に市民に報告すると述べられております。この中身が、広島市の仕事宣言という形で6月27日に公表されました。広島市の仕事宣言について御質問いたします。

まず、市長選挙における公約あるいは2月議会における市長の所信表明との関連はどのようになるのでしょうか。本来は、選挙公約が市長の政策の基本になると思いますが、市民にとって、市長が実行する政策とは公約なのか所信表明なのか、もしくは、この仕事宣言なのか、いずれであるのかお答えください。また、仕事宣言の項目はどのようにして決めたのかもお答えください。

また、市長は、広島市の仕事宣言ページ開設に当たっての中で、仕事の内容とスケジュールはできるだけ具体的にという方針ですので、何月までにこの仕事をしますと、各局長はホームページで公開することになります。すなわち、その期間内に仕事を終えなくてはならない義務をみずから課すことになるわけですから、局長としてはかなりの決意でこの宣言をまとめていますとコメントされています。また、だれが責任をとるのかについては、最終責任は市長にあるとコメントされています。それでは、期間内に仕事を終えられなかった場合、その責任はすべて市長がおとりになるのでしょうか。それとも、幹部職員、その仕事の担当職員も責任をおとりになるのでしょうか。責任のとり方はどのようにされるのかとあわせてお答えください。

第2点目に、施策評価、事務事業評価についてお聞きします。

本市におきましても、いよいよ本年度よりベンチマークの指標と目標値が設定され、本格的に動き始めました。今後の行財政運営がより効果的、効率的に進むよう期待するものであります。

この評価制度での重要な課題は職員の意識改革です。この目標到達のかぎは、何より、その職員がその意義を理解し、やる気を持って取り組んでいくかにかかっていると思いますが、市長は、4月14日の記者会見で、庁内の検討体制をきちんと作り、職員研修を丁寧に行ってきた。ベンチマークの指標の検討に当たって、全職員がこの議論に参加するということで、職員の意識改革については十分にできたというふうに考えていると述べられています。

市長の言われるように、今は仮に全職員の意識がこの取り組みに対して一つになっているとしても、今後、いかに職員の意識を維持、または、より向上させていくかが課題となります。その手法について具体的にお聞かせください。職員の意識レベルも数値によって評価されてはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

また、施策評価、事務事業評価は、あくまでも成果の評価が中心となっています。そのため、目標に到達しなかった場合にどのように業務プロセスを改善していくのか、どう改善すれば成果の向上につながるのかは、今の評価制度だけでは見えてきません。業務プロセスの改善についてどのように考えられているのかお尋ねします。

第3点目に、自治体が出資している外郭団体も評価の対象とすべきと考えます。その理由としては、ほとんどの外郭団体は、自治体行政の一部局と化しているからであります。したがって、自治体行政の責任において、外郭団体の問題点を析出し、見直しを提起するべきであるからであります。

第4点目として、これらの課題を解決するために、行政経営品質評価を導入するお考えがないかをお聞きします。

行政経営品質評価とは、社会経済生産性本部が中心となって、1995年に創設された日本経営品質賞の考えに基づく行政改革の手法です。経営品質は、これまで民間企業で成果を上げている経営革新の手法で、顧客はだれか、何を目指しているのかなど、組織や仕事の現状を徹底的に話し合い、長所と短所にみずから気づき、継続的に改善していくセルフアセスメント、自己評価が基本となっています。

2002年度から、地方自治体を対象にした表彰制度が加わりましたが、2002年度以前からも、行革先進地域であります三重県、岩手県、高知県、三鷹市などでは、既に日本経営品質賞の考え方に基づく行政改革が行われ、本年6月からは、政令市で初めて神戸市が本格的に導入を開始いたしました。

顧客の期待を満たし、それを上回る価値を提供していくという日本経営品質賞の考えは、自治体行政にも当然必要であり、この考えに基づき行政を改革していくことで、先ほど申し上げた職員の意識改革、業務プロセスの改善も一挙に解決できるものと考えます。

平成13年6月議会における井口議員の質問に対し、秋葉市長は、行政経営品質評価の導入については、本市の課題として研究していきたいと答弁されておられます。2年間、何をどのように研究してきたのかをお答えください。あわせて、導入についてのお考えをお聞かせください。

次に、ユニバーサルデザインについてお尋ねします。

ユニバーサルデザインは、アメリカ、ノースカロライナ州立大学の、故ロナルド・メイス氏が1980年代に提唱したものです。まだ固まった定義はありませんが、すべての人のためのデザインというものです。障害者や高齢者、外国人などそれぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、物づくり、環境づくりなどを行っていかこうとする考えです。この言葉と兄弟のように扱われているのがバリアフリーですが、バリアフリーとは、高齢者や障害者が社会へのかかわりを持つとしていくときに、社会の側でそれを妨げてしまう現実があるとの認識のもと、その妨げるものをバリアと呼んで、バリアをなくすことで社会にかかわりやすくする環境を整えようという考え方です。つまり、障害の部位や程度によりもたらされるバリアに対処するのがバリアフリーデザインであるのに対し、ユニバーサルデザインは、障害の有無、年齢、性別、国籍、人種などにかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるように、あらかじめ都市や生活環境を計画する考え方です。バリアフリーを対策と考えれば、ユニバーサルデザインは予防と考えればいいかと思います。

日本では、ここ四、五年で全国に広がりつつあります。特に、まちづくりの中では生かされつつあり、公園や駅などにその事例が広がっていますが、さらに先進的な地域、例えば、福岡県福岡市がまとめたユニバーサルデザイン計画では、町を構成する建築物、交通施設、道路、公園などの町の環境はもとより、そこに住む人や施設を利用する人の心の持ち方や暮らし方なども対象としますとしています。静岡県では、ユニバーサルデザイン室を設け、公共施設や空間のデザインはもとより、本年同県で開催される国体などのイベントにも、ハード・ソフト両面でユニバーサルデザインを生かそうとしています。いわば、ユニバーサルデザインを基本コンセプトにする自治体があられ始めたということです。

本市におきましては、これまで市民のだれもが活動しやすく、安全で快適に生活できるよう福祉のまちづくりを重要な課題に位置づけてこられました。また、昨年10月、国、県、交通事業者と一体となり、広島市ユニバーサルデザイン協議会が設置され、広島市地域におけるまちづくり分野へのユニバーサルデザインの導入を推進されております。しかし、これでは、福祉部門や建築部門だけの一部の分野だけの広がりにはならず、今後はハードだけでなく、サー

ビス、制度、情報、さらには人の意識などあらゆる分野にユニバーサルデザインが普及していくよう努めていかねばなりません。

そこで、1、ユニバーサルデザインを市政推進の中心的な考えに据えた総合計画の策定。

2、ユニバーサルデザイン室の設置によるすべての分野、部局でのユニバーサルデザインの推進を提案いたします。

本市のお考えをお聞かせください。

次に、ヤミ金融対策についてお尋ねします。

法外な高金利による貸し付けや暴力的な取り立てをするヤミ金融が全国的に社会問題化し、本市におきましても例外ではなく、その対策が急がれているところであります。

ヤミ金融の被害としては、暴力的な取り立て、本人以外の家族や親類、職場や子供たちが通う学校にまで嫌がらせが及ぶということでもあります。

先日も、大阪府八尾市で、3人の方がヤミ金融の執拗な取り立てを苦に、列車に飛び込み自殺をするという悲惨な事件が起きましたが、本市におきましても、ヤミ金融業者の暴行による死亡事件が発生しているほか、弁護士などにより設立された広島県ヤミ金融対策協議会によると、ヤミ金融被害による自殺例などが報告されております。

そこでお尋ねします。

1、ヤミ金融問題についての現状認識をお聞かせください。

2、実際にヤミ金融を利用したとしても、弁護士などの専門家の助言で、多くの被害は防ぐことができます。被害者から受けた相談に迅速、的確に対応するための専門相談窓口の設置や専門相談員の配置を提案します。

3、山口県や岡山県では、既に行政、警察、弁護士会などが連携して、被害の拡大防止に乗り出しております。山口県では、中国財務局山口事務所や貸金業協会、連合山口、暴力追放運動推進センターなどが参加し、ヤミ金融被害防止対策会議を先月21日に設置いたしました。本市においても同様に、関係団体と連携して早急に取り組むよう要望いたします。

4、八尾市の事件では、被害者が市の生活援護資金制度を利用して、5万円の貸し付けを申し込んだのが4月5日でしたが、市の手続に時間がかかり、実際に受け取ったのは5日後の4月10日でした。ヤミ金融業者から1万5000円を借り入れたのは、その2日前の4月8日であり、市の手続が4月7日までに完了しておれば、ヤミ金融に手を出すこともなく、自殺に至ることもなかったと思われます。

本市におきましても、同様に、生活一時資金の貸付制度がございます。

そこでお尋ねいたします。生活一時資金は、申請から交付まで何日かかるのでしょうか。早急に交付されることこそ、申請者の最も希望する要件と思いますが、交付までの期間をできるだけ短縮することを考えていただきたいと思いますが、現状はどのようになっているのでしょうか。

5、多くのヤミ金融業者は、暴力団にとって有力な資金源となっています。本市はこれまで、暴走族問題、公共事業からの暴力排除と暴力追放に積極的に取り組んでおります。

平成14年12月議会において取り上げられた暴力追放都市宣言について、一日も早く実現させ、

早急に、ヤミ金融根絶に向けた市長の決意を明らかにしていただきたいと思います。

以上、お答えください。

続いて、西飛行場について質問いたします。

西飛行場の問題につきましては、いよいよ正念場に入ってまいりました。6月20日に利用促進を目的にした検討会議が設置されましたが、何より、西飛行場問題の重要なポイントが東京便復活であります。

東京便については、羽田空港への乗り入れが、広島空港との競合で難しいという声もあります。そこで、ぜひ検討していただきたいのが調布飛行場への乗り入れです。調布飛行場は、東京都調布市にある東京都が管理する飛行場です。現在では、新島、大島などを結ぶコムーター空港として機能しており、平成13年3月、場外離着陸場から正式飛行場となり、東京都も、今後、調布飛行場の活用策について検討に入ると聞いております。新宿まで電車とバスで約30分と利便性も高く、調布便が実現すれば、多くの市民に祝福をもって迎えられることでしょう。

本市におきましても、西飛行場の活性化という観点から、東京都と調布便の運航開始に向け協議を開始されてはどうかと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

最後に、有事法制についてお聞きします。

1977年、当時の福田内閣のもと研究開始が始まって以来、四半世紀余りがたち、このたび、有事関連3法が成立いたしました。そもそも有事法制は、他国の侵略や攻撃を受けたらどう対処したらよいかを定めるもので、国民の生命や財産を守るためには欠かせない法律がようやく整備されたこととなります。

その中の一つ、武力攻撃事態対処法の第5条と第7条におきまして、地方公共団体の責務や役割が明文化されております。本市におきましても、当然ながら、有事に際し担うべき責務や役割は大きいと認識いたします。

先日の御答弁にもありましたが、武力ではなく、話し合いによる平和的な解決により、有事を起こさせないことは当然であります。この法律が決して使われない外交努力をしていただきたいと強く思うわけですが、絶対に有事が起きないという保証はありません。平和的解決に努力したが、残念ながら有事となった過去の歴史もあります。

有事に対する市の見解をお聞かせください。

次に、民主党は、与党との修正協議の中で、有事の際も国民の基本的な人権を最大限尊重すべきと求め、修正を実現させました。今後、国民保護法を整備していく上で、基本的な人権が最大限尊重されるよう、政府に対し意見を強く求めるべきと考えますが、いかがでしょうか、お答えください。

以上で質問を終わります。御清聴ありがとうございました。(拍手)

浅尾宰正議長

市長。

〔秋葉忠利市長登壇〕

秋葉忠利市長

森本議員の御質問にお答え申し上げます。

公約、それから所信表明、そして、仕事宣言についての御質問がございました。

最初に、私は、公約とは、定義を申し上げますが、選挙公報に記載されたものを指すという

ふうに考えております。

昨日、今田議員に御答弁申し上げましたが、私の掲げた公約は、任期の4年間に取り組む施策として所信表明に盛り込んでおります。

次に、仕事宣言ですが、これは、市全体の重点施策の内容と進・状況を市民に伝えること、また、幹部職員が決意を示すことにより、施策の効率的な実施を図っていくことをねらいとしております。そのため、仕事宣言には、所信表明に掲げた施策のうち、本年度取り組む施策に加えて、各幹部職員が、本年度、特に熱心に取り組もうとしている施策を重点施策として掲げております。あわせて、仕事宣言に掲げた重点施策と所信表明に掲げた施策との対応表を掲載し、公約の実現過程が明らかになるように意を用いております。

この公約、所信表明、仕事宣言のいずれが私の実行する政策なのかとのお尋ねがございましたけれども、私にとりましては、それらに掲げる施策のすべてについて、実現に積極的に取り組んでいこうという姿勢を持っているということをお願いしたいと思います。

それから、期間内に仕事を終えられなかった場合の責任についてですが、まず大事なことは、各幹部職員が、仕事宣言の達成に向けて最大限努力しなくてはならない立場にあるという事実だと思います。その努力をした上で、どのように取り組んだか、これは人事評価に反映させたいというふうに考えております。

また、万一達成できなかった場合は、その理由を検証し、市民の皆様にも明らかにするとともに、以後の取り組みに生かしていきたいと考えております。

市民の皆様との関係においては、仕事宣言の取り組み結果に限らず、市政運営全般の最終責任は市長である私にあることを、改めて申し上げておきたいと思っております。

その他の御質問につきましては、担当局長から御答弁申し上げます。

浅尾宰正議長

企画総務局長。

三宅吉彦企画総務局長

まず、行政評価についての御質問からお答えいたします。

地方公共団体は、地方自治法第2条に定めるところにより、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げるようにし、常にその組織及び運営の合理化に努めなければならないとされております。この目標を達成するためには、職員一人一人が、みずからの仕事に明確な目的意識を持ち、生産性の向上を図りながら、組織全体として成果を上げていくことが必要です。

こうした観点から、事務事業の目標や達成度をみずから評価し、市民にも積極的に公開して評価を受け、業務の改善につながる行政評価制度の導入を進めてまいりました。行政評価制度を導入する過程における職員間の活発な議論や意見交換、職員研修の実施を通して、職員の仕事に対する意識が以前とは変わりつつあります。

御提案の、職員の意識を数値で評価することについても、それが可能であるかどうかも含めて今後検討してまいります。また、職員意識の向上に加えて、業務プロセスの改善を図るため、行政評価の結果をもとに、各職場の主体的な改善運動や職場研修など実効性のある取り組みを進めてまいります。なお、本市の公益法人等に対しましては、さまざまな業務を委託しており、行政評価制度では、そうした委託業務も評価対象としておりますので、その意味では、公益法

人等にも評価は及んでおります。公益法人等それ自体の評価につきましては、今後、検討する必要があると考えています。

次に、行政経営品質評価についてでございます。

行政経営品質評価は、もともと企業向けに開発された経営改善手法を行政に応用しようとするものです。具体的には、現在の行政経営システムについて、職員が住民ニーズを理解しそれに対応しているか、庁内で情報の共有化と活用が図られているかなどの複数の評価基準を用いて点数評価し、解決すべき課題を明らかにして、住民満足度向上の方向を得ようとするもので、行政システムの評価手法として有用であるとされております。

このシステムを導入している団体は数少ないですが、その事例を見ましても、導入には相当の時間と手間をかけて準備をする必要がございます。一方、現在、施策評価による行政評価制度に取り組んでおり、この手法によっても、議員御指摘の職員の意識改革や業務プロセスの改善を図ることは可能と考えられますので、当分の間は、行政評価制度の充実に力を注いでいきたいと考えております。

以上でございます。

浅尾宰正議長

市民局長。

増田学市民局長

御質問のうち、ヤミ金融対策と有事法制についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、ヤミ金融に係る現状認識と対策についての御質問でございますが、法外な高金利で貸し付け、暴力的な取り立てで苦しめるヤミ金融は、深刻な社会問題となっております。昨年1年間に、全国の警察が摘発したヤミ金融事件は238件で、被害者は12万人を超えており、過去最多でした。県内でも10件、12人の逮捕者が出ております。

ヤミ金融の背景として、全国で200万人と推計されている多重債務者の問題があり、消費者金融から借り入れのできない多重債務者が、ついヤミ金融に手を出して被害を受けるというケースが多いのが実情でございます。暴力団が組織的に関与しているという実態も明らかになっております。

平成13年には、市内で、78歳の男性がヤミ金融業者から暴行を受け死亡するという事件も起きております。

こうしたヤミ金融問題への対応として、消費生活センターや市民相談センター、区役所での市民相談、暴力被害相談室などで被害者からの相談を受けております。このうち、消費生活センターでは、昨年度、ヤミ金融について342件の相談を受けております。こうした相談に対し、消費生活センターでは、ヤミ金融は違法であるので、支払う必要がないことと、催促の電話に対する対応の仕方を説明するとともに、警察及び登録先の官庁へ届け出るように指導しております。さらに、多重債務が背景にある場合、関係資料を整えるなど相談方法を説明し、相談先として、無料法律相談、司法書士会相談センターなどを紹介しております。また、このヤミ金融の問題等について、警察の担当部署と県内の消費生活センターとの情報交換会を年2回開催しております。

ヤミ金融は、経済行為ではなく犯罪であることから、現在、国会において、ヤミ金融対策の

立法化を目指し、協議が行われておりますが、速やかに実効性のある対策を実行できるような法律が整備される必要があると考えております。

本市としても、ヤミ金融及び多重債務者の問題は身近で深刻な問題として受けとめており、相談体制の充実に努め、また、警察など関係機関との連携を図り、積極的に対応してまいります。

次に、有事法制についての御質問でございますが、有事関連3法案につきましては、その審議の過程で、憲法の基本的人権規定を最大限に尊重することの明記や、地方自治体への首相の指示権限などを定めた一部規定の施行を、国民保護法制の整備まで凍結するなどの修正が行われ、今国会で成立いたしました。

しかし、国民の生命、財産をどのように守るかを規定する国民保護法制が先送りされた状態であり、有事法制の全体像がまだ見えない状況でございます。国民保護法制につきましては、国民の保護のために、避難に関すること、避難住民に関する救援、被害を最小にするための措置や、被害の復旧に関する措置などが、今後1年以内に具体的に定められる予定でございます。

地方自治体には、住民の理解と協力を得て、その生活と安全を守る責務があり、その意味で、今後提案される国民保護法制については、広島市として、直接住民の生命・財産を守るという立場から問題点を検証し、住民の基本的人権の保護と地方自治体の尊重が図られるよう、全国市長会や指定都市、非核自治体などさまざまなチャンネルを通じて、国に働きかけていきたいと考えております。

ヒロシマとしては、国際社会での紛争の抑止や解決には、武力ではなく、話し合いによる平和的な解決の道を探ることが何よりも大切だと考えており、国に対しては、今後とも機会をとらえ、有事を起こさせないための最大限の外交努力をつくすことを強く求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

浅尾宰正議長

社会局長。

守田貞夫社会局長

生活一時資金貸し付け制度についての御質問に後答弁申し上げます。

本市の生活一時資金の貸し付けにつきましては、広島市社会福祉協議会が実施しているものでございまして、一時的な出費により生活の維持が困難になった世帯に、一定の条件のもとで、原則3万円以内、特に必要な場合には5万円以内の資金を無利子で貸し付けております。その手続でございますが、貸し付けの決定に当たっては、まず申し込みを受けた区役所で住所の確認、世帯の収入状況、資金の確実な償還が見込めること等を確認いたしまして、あわせて、社会福祉協議会の方で連帯保証人の意思などを確認しております。そして、貸し付けが決定した後、資金を交付する際には、郵送されました貸し付け決定通知書とあわせて、借用証書及び連帯保証人の誓約書等を持参していただいております。

こういったことで、昨年度の貸し付け実績は62件で、借り入れ申し込みから資金交付までの日数につきましては、最短で2日、最長で12日、平均では5.6日となっております。議員御指摘のように、申込者の生活の安定を図るためには、できるだけ早く資金を交付するというのが

必要であると考えまして、社会福祉協議会と連携いたしまして、1日も早く資金が交付されますよう、貸し付け事務の迅速化に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

浅尾宰正議長

都市計画局長。

高東博視都市計画局長

ユニバーサルデザインの御質問にお答えをいたします。

本市におきましては、道路、公園、河川など公共施設の整備に当たりまして、ユニバーサルデザインの導入を推進するため、国、県、交通事業者の協力を得て、広島市ユニバーサルデザイン協議会を設置しております。ここにおきまして、事業主体相互の事業調整、情報交換、市民へのユニバーサルデザインの普及活動を行っております。

年齢、性別、能力、国籍など人々のさまざまな特性や違いを超えて、すべての人にとって、快適なものや仕組みを実現しようとするユニバーサルデザインの考え方は、本市が目指す、「安心して暮らせる住み良い『万人の故郷広島』の創造」に沿うものであり、具体的展開につきましてはさらに検討を加えたいと思います。

以上でございます。

浅尾宰正議長

道路交通局長。

池上義信道路交通局長

西飛行場につきましての御質問でございます。

東京の空の玄関でございます羽田空港は、増大し続ける利用者に施設機能が追いつかないため、中・大型機による就航が優先されまして、60人乗り以下の小型機の就航につきましては原則として認められておりません。しかし、全国の自治体から、羽田空港への小型機乗り入れ要望が多く、国におきましてはいろいろな方策を検討してまいりました。しかし、多くの課題がございます。現状では非常に厳しい状況でございます。

ただいま、議員から、羽田空港だけでなく、調布飛行場につきましても乗り入れをというふうな御提案でございます。調布飛行場は、現在、都内の離島への通勤者、そして、報道等の事業用小型機の基地として活用されておりました。年間約3万人の利用者がございます。しかしながら、滑走路が800メートルと短いため、短距離を運航するプロペラ機は就航できませんが、西飛行場に就航していますようなコミュータージェット機を初めこうした同様の規格のコミューター機は就航することができません。

したがって、残念ながら、現状では、西飛行場から調布飛行場への乗り入れは非常に難しいと考えております。西飛行場からの東京便の就航につきましては、市民の中に根強い要望がございます。したがって、議員からの提案を踏まえまして、羽田空港、調布飛行場のみならず、民間航空の利用に向けた、日米両国の協議が開始されようとしております米軍の横田基地もでございます。

こうしたことから、東京都からも適宜情報収集等行いまして、今後とも幅広い視点に立って可能性を探ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

浅尾宰正議長

1番。

1番（森本真治議員）

まず1点なんです、ヤミ金融につきましては、御答弁の中で

も、経済行為ではなく犯罪であるとはっきりと御答弁していただきました。

暴力追放都市宣言についてのお答えがありませんでしたが、犯罪である限りは、相談体制の充実だけではなくてですね、犯罪の根絶に向けて、毅然とした態度で取り組んでいくという、この種の力強い表明をぜひしていただきたいと思います。これは強く要望をさせていただきます。

もう1点、仕事宣言についてなんですが、これは行政評価でもそうなんですけども、結局、幾ら立派な箱と申しますか、制度をつくっても、要は、それを行う職員の意識がしっかりとそれに向かって取り組んでいかなければどうにもならないというところがあると思います。なかなか人というのはですね、最初のやる気というかモチベーションを維持していくというのは、非常に難しいというか大変なところがありまして、何らかの責任を課す、事前に達成できなければ、ある程度のそこの覚悟もしてもらおうよという、こういうことになるよというところまで事前に言っておかないと、なかなか実現というのも難しいのではないかと申します。

仕事宣言も、中間報告、最終報告されるようなんですけども、中間報告の段階で、これは到底目標に届かないなというようなときに、安易に目標の変更なんかがあってはですね、何にも意味がないのではないかと申します。市長さんは、人事評価に反映させるということを言われておりましたけども、例えば幹部職員だけではなくて、実際にやるのはそこの職員であるわけですから、例えば、減給するよとか、配置転換、君はちょっと能力がないから配置転換するよとかですね、そういうところの事前の規定みたいなものもしっかりとつくる必要があるのではないかと申します。

もし、そこで御意見あれば、いかがでしょうか、よろしく申し上げます。

浅尾宰正議長 企画総務局長。

三宅吉彦企画総務局長 御提案いただきましたので、当然その方面も検討しようと思っておりますが、ただ、このたび、仕事宣言という形で、市民の方にいろいろな重点施策を公開するという新たな試みには出たんですが、もともと仕事というのは、私ども職員は、日々努力をして前へ進めていかなきゃいけないわけですし、その本質が、このたびのことで変わるわけではございません。いろいろな仕事の不具合とか、いろいろなことが起こったときにどういう責任をとるのかというのは難しい問題ではありますけれども、一般職の職員とすれば、人事評価を受けるであるとか、甚だしい違法があったりしたような場合には懲戒処分を受けるとか、その他の不利益を受けるとか、そういうことで、一応制度としてはでき上がっております、今回のことをきっかけに、新たな何かを工夫しなければいけないかということに関しましては、また宿題として勉強させていただきたいと思っております。

以上です。

浅尾宰正議長 1番。

1番（森本真治議員） 今回の仕事宣言をホームページで公表されて、市民の方が、広く厳しい目で見られるというふうにも思うんですが、本来の行政のチェック機関として、やはり議会というものもですね、この仕事宣言については厳しくチェックしていきたいと、私も議員の一人としてですね、議員の仕事宣言をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとう

ございます。(拍手)